

養父市立学校施設体育館空調設備の使用に関する規則（案）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、養父市学校施設等使用条例（平成 16 年養父市条例第 81 号）第 8 条に規定する施設使用料に加え、養父市立学校施設の体育館に整備された空調設備（以下「エアコン」という。）を使用する場合の使用料に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用料）

第 2 条 使用者は、エアコンを使用する場合、別表に規定する額を使用前に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を徴収しないものとする。

- (1) 市が主体となって事業を行うために体育館を使用するとき。
- (2) 使用者が市と連携して行事、活動等を実施するために体育館を使用するとき。
- (3) 使用者の体育館の使用に係る活動が公益に寄与するものと市長が認めたとき。
- (4) その他市長が特に認めたとき。

（その他）

第 3 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（この告示の失効）

2 この規則は、令和 10 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表（第 2 条関係）

施設名	学校名	空調設備使用料 （1 時間当たり）
体育館	養父中学校	800 円
	八鹿青溪中学校	1,000 円